

## 1 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、介護保険最新情報及び厚生労働省ホームページ(介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html) )を参照し、適切な予防及び感染の拡大防止に努めてください。

新型コロナウイルスに限らず、事業所内において感染症等が発生した場合は、市高齢者支援課及び周南健康福祉センター(保健所)に報告をしてください。高齢者支援課に対する報告は、事故報告書の書式を使用してください。

## 2 他市町村の住民が本市の地域密着型サービスを利用することについて

<注意点1>

【下図参照】

地域密着型サービスは、原則として、事業所が所在する市町村の被保険者が利用するものです。

他市町村の被保険者(甲)の受け入れについては、

- 1 甲について、やむを得ない理由がある
- 2 当該他市町村(A)の指定を受けている

の要件(概略)を満たしている場合にのみ利用できます。

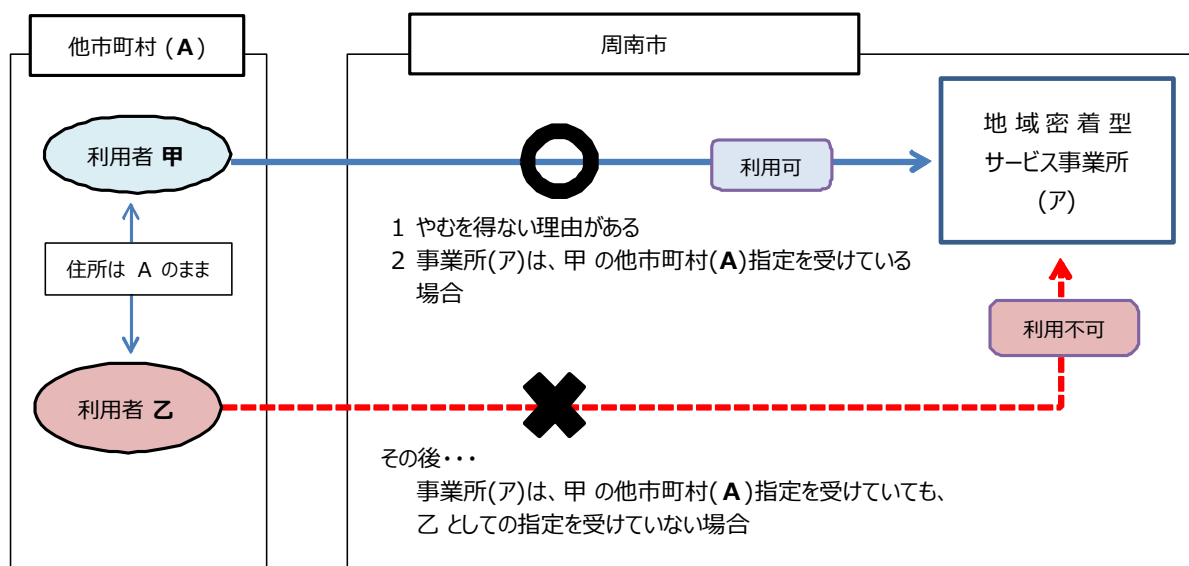
よって、他市町村の利用者の受け入れの場合は注意が必要です。

これは、サービス提供事業所を含め、居宅介護支援事業所も留意してください。

<注意点2>

上記の他市町村(A)の指定は、利用者(甲)に限ります。

この指定では、他市町村(A)の別の利用者(乙)は利用できません。



・別添「他市町村の被保険者に係る本市の地域密着型サービス事業所利用について」参照

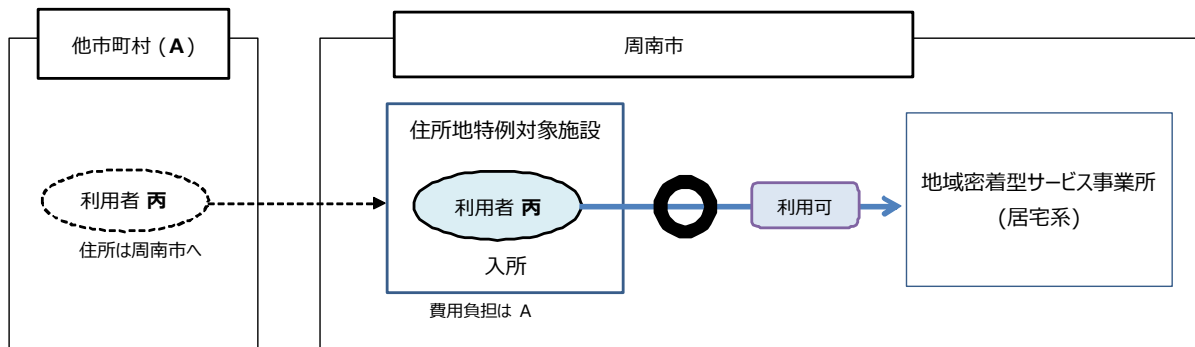
### 3 住所地特例適用者の地域密着型サービスの利用について

【下図参照】

住所地特例の制度とは、住所を居住する市町村(周南市)に移しますが、費用負担は元の他市町村(A)のままとなるものです。

この住所地特例適用者(丙)は、居住する市町村(周南市)の居宅系の地域密着型サービスを利用することができます。

前「2」との仕組みの違いを再度確認してください。



・別添「住所地特例事業所の制度について」参照

### 4 山口県福祉人材センターによる助成事業について

山口県社会福祉協議会の内部組織である「福祉人材センター」は、福祉人材に係る職業紹介所として貸付・助成事業を行っています。

貸付・助成事業の主な内容は次のとおりです。参考としてください。(詳細はホームページで確認してください。)

介護人材再就職準備金貸付 ( <a href="http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/scholarship/">http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/scholarship/</a> ) 介護職員等として1年以上の実務経験がある有資格者に対し、介護職員等として山口県内の介護保険サービス事業所等に再就職するための準備金を貸し付け。
福祉マンパワー事業 ( <a href="http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/support/">http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/support/</a> ) <ul style="list-style-type: none"><li>・人材養成事業 資格取得や自己啓発等のために必要な研修費の助成(本人への助成)。 助成対象経費は研修受講料等、旅費及び宿泊費。</li><li>・魅力ある福祉職場モデル事業 魅力ある職場づくりを行うための助成。 助成対象経費は費環境整備などの工事費、修繕料等。</li><li>・人材養成研修支援事業 職場内研修費(外部講師の謝金、旅費等)の助成。</li></ul>
介護職員初任者研修事業・生活援助従事者研修支援事業(受講料等の助成) ( <a href="http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/novice/">http://yamaguchi-fjc.jp/subsidy/novice/</a> )

## 5 従業員の人事異動に伴う加算要件の確認について

### 《実地指導指摘事項》

事業所内または事業所間で人事異動を行った際には、人員基準における資格等の要件のみでなく、算定している各加算における人員配置要件等を引き続き満たしているか確認してください。

人事異動の結果、加算の人員配置要件を満たさなくなった場合は、当該加算は算定できません。

## 6 記録の整備について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第29条において、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、2年間保存しなければならないとされていますが、「周南市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」第2条第2項において、「2年間」を「5年間」に読み替えています。

よって、当該記録は5年間保存してください。

なお、本市における各記録の保存に関する起算日等は以下のとおりとします

記録の種類		完結の日 (記録保存の起算日)	保存期間
指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録		当該記録に係る 介護報酬を受領した日	5年間
利用者ごとの 居宅介護 支援台帳	居宅サービス計画		
	アセスメントの結果の記録		
	サービス担当者会議等の記録		
	モニタリングの結果の記録		
市町村への通知に係る記録		当該案件が 解決・終了した日	5年間
苦情の内容等の記録			
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		介護報酬を受領した日	5年間
介護給付費請求書等 (加算等の算定の根拠となる記録を含む)			
上記以外の記録		契約終了日	5年間

令和3年度介護報酬改定において、「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指すとの解釈を厚生労働省が示したため R3.3.31 をもって削除

## 7 居宅介護支援事業所の管理者要件について

居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員については、令和3年3月31日まで経過措置が設けられていますが、社会保障審議会介護給付費分科会における「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」で、経過措置の期限の一部延長が取り上げられていますので、参照してください。

- ・居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告  
( [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08463.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08463.html) )